

## 第2期前期第1回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会会議録

日時：平成23年6月2日（木）18：30～20：15

会場：浦和コミュニティセンター第15集会室

出席：荒井悦子、荒木利治、石川 均、石川 誠、川池さえ子、小林由起子、坂本和哉、  
塩野谷寛行、杉 尚明、須藤順子、大工原 潤、平 修久、田島理美子、轟 和宏、  
中野一恵、細野廣吉（敬称略五十音順）

市民活動支援室：伊藤幸子、島崎正彦

指定管理者：東一邦、徳永 緑、小林竹二郎、河野郁子

欠席：市橋 秀夫、堀越 栄子

議長：平 修久 記録：徳永 緑

次第：

○開会

○委員自己紹介（事前配付資料【01】委員名簿参照）

○指定管理者および担当課職員自己紹介

○運営協議会の役割について（当日配付資料【04】運営協議会の役割、事前配付資料：管理運営要  
領および運営協議会設置要綱参照）

○議 事

（1）座長の選出（委員互選）

（2）座長職務代理者の指名（座長指名）

（3）市民活動サポートセンターの運営・第1期の成果と第2期の目標（当日配付資料【05】  
参照）

（4）2011（平成23）年度の事業計画について（事前配付資料【03】参照）

（5）利用者懇談会部会および評価部会担当委員の選任について（当日配付資料【06】参照）

（6）2011年4月、5月の利用者意見対応（当日配付資料【07】参照）

（7）2011年4月の相談対応・業務報告と今後の事業について（当日配布資料【08・09・10】  
参照）

（8）今後のスケジュールについて

・運営協議会の年間日程

・利用者懇談会部会の招集

○閉会

資料：

○事前配付：さいたま市市民活動サポートセンター管理運営要領

○事前配付：さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会設置要綱

○事前配付【01】運営協議会委員名簿

○事前配付【02】2010（平成22）年度事業報告書・決算書

- 事前配付【03】平成23年度事業計画書／収支予算書
- 当日配付【04】さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会の役割
- 当日配付【05】さいたま市市民活動サポートセンターの運営・第1期の成果と第2期の目標
- 当日配付【06】2010年度「業務&協働管理運営」評価採点シート集計表
- 当日配付【07】2011年4月、5月の利用者受付意見と対応
- 当日配付【08】2011年4月、5月の相談対応記録
- 当日配付【09】2011年4月月例業務報告書
- 当日配付【10】2011年5月に登録団体に発送した機関紙・チラシ式

開会にあたり、運営協議会を主催する指定管理者を代表して東センター長が挨拶し、各委員の自己紹介、欠席委員の紹介、指定管理者および市民活動支援室の担当職員の自己紹介がされ、事務局の徳永より資料の確認とともに、資料【04】「運営協議会の役割」に基づき以下の説明がされた。

・資料【04】は、事前に配付した「さいたま市市民活動サポートセンター管理運営要領」「さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会設置要綱」に基づいて、運営協議会の役割をまとめたものである。

まず、位置づけは、「協働管理運営」を推進するための協議機関であるが、「管理運営要領」の最後のページ、協働管理運営のイメージ図を見ていただくと、市民活動サポートセンターの大きな枠の中の「協働管理運営組織」の中に「運営協議会」が位置づけられている。利用者の意見・提案がサポートセンターの管理運営に反映される仕組みとして利用者の意見を聴取する「利用者懇談会」を主催する機関であることも示されている。

「協働管理運営」については、管理運営要領第2条により「センターが市民活動を推進し、支援するための拠点であり、よりよい協働の関係及び仕組みを育てていくための実践的な拠点であることを踏まえ、センターを利用する者の意見をセンターの管理運営に反映させていくとともに、市民と市が調整、協力、役割分担を行い、それぞれの持っている資源を効果的に投入し、活用しながらセンターの管理運営を行なう」と説明されている。言い換えると、利用する市民の意見反映の仕組み、運営する市民と市役所の調整、協力、役割分担の関係や相互の資源の活用を図る運営を実現するために、第5条により、連絡調整会議と運営協議会があるという位置づけである。

その役割が第7条に示されているが、資料のアンダーラインで示したように、「センターの管理運営をより効果的・効率的に行なうための年4回程度の意見の聴取と協議」を行い、「センター管理運営の評価」を行う。また、第8条にあるように、利用者懇談会を主催する役割も担っていて、次のページのアンダーラインの箇所、年4回程度の利用者懇談会の開催とその結果を受けた協議が謳われている。また、この設置要綱の1条から2条にも同様に示されている。

実際にどのような協議を行ってきたのかについては、資料の項目2で、第1期の運営協議会と利用者懇談会の協議の概要を簡単に抽出している。詳しくはサポートセンターのホームページや資料閲覧コーナーでご覧いただける。

最後のページは利用する市民の意見を反映する仕組みを図式化したものである。運営協議会は、市民活動サポートセンターの運営理念に即して、利用する市民とともに成長していくため、多くの市民の意見を尊重し公共の意味を問い続けていくための機関であることがご理解いただけると思う。

設置要綱にしたがい、この協議会は委員 18 名で構成され、この 5 年の指定管理期間のうちの前半 2 年間で任期としてお願いしている。どうかよろしくをお願いしたい。(事務局：徳永)

- ・まとめると、大きく分けて、利用する市民の意見を反映させるための協議と、行政との協働管理運営の評価の協議の機関ということになる。サポートセンターがどんな施設であるかはこの後の議事でも説明するので、運営協議会の役割についてもご理解いただけると思う。では議事に入らせていただく。(事務局：東)

## ●議事

### (1) 座長の選出 (委員互選)

事務局の東より座長選出の方法と推薦について、以下の説明がされた。

- ・座長選出は、設置要綱に基づき委員の互選となっているが、初めて出席した皆さんもおられる中、最初の協議が円滑に進むためにあらかじめ事務局としてお願いしたい座長案を用意している。第一期の座長を務めた聖学院大学の平委員を推薦するが、賛成いただけるか。(事務局：東)

→全委員の賛成で平委員が座長に決定し、座長就任挨拶を行った。平座長より、運営協議会が決定機関ではなく、協議結果を市と指定管理者に要望する協議組織であることが確認された。

### (2) 座長職務代理者の指名 (座長指名)

座長より、代理者が指名された。

- ・設置要綱に基づき、座長に指名の権限があるため、指名をさせていただく。サポートセンター整備検討委員会から継続して建設的なご意見をいただいていた中野委員にお願いしたい。(平座長)

→座長指名と全委員の拍手を受け中野委員が座長職務代理者を承諾した。

### (3) 市民活動サポートセンターの運営・第 1 期の成果と第 2 期の目標

#### (説明)

資料【05】に基づき、事務局の東より、サポートセンターの運営成果と今後の目標が説明された。

- ・市民活動サポートセンターの定義する市民活動は、非営利で公益的な市民の自主的な活動であるが、地域や社会づくりのための活動の拠点であるため自治会の活動や地区社会福祉協議会の活動などの地縁の活動も含めている。テーマ型の活動と地縁の活動が車の両輪のように、または融合して役割を果たし、結びついていける場であることに特徴がある。全国各地にこうした市民活動支援施設があるが、さいたま市ほど広大なスペース

はないと言っている。駅前の立地で 2700 m<sup>2</sup> という施設は全国唯一と思われる。第 1 期の 3 年半で 70 団体の視察があり、今期も既に 3 団体に対応している。また、特徴として、「協働管理運営」があげられる。対等なパートナーとして、行政と市民活動団体が役割分担し、行政はハードの部分、例えば清掃などの施設管理を担い、来館者対応やイベントの企等のソフトの部分は指定管理者が担っている。これまでの 3 年半、協議をしながら運営に努め、行政職員と市民活動団体スタッフそれぞれへの要望をアンケートしているが、互いに不満があっても全員がこのかたちを継続したほうがよいとしており、よい関係を築いてきている。

運営の体制については、常勤数と非常勤数の比率など第 1 期の体制から変更している。指定管理料が若干上がったが、この予算の中での収支にも工夫している。来館者数は 1 日 1300 人、年間 50 万人にのぼり、毎日多くの利用者がある。

サポートセンター内の施設や事業については、写真をつけてそれぞれの機能の説明をしているのでご覧いただきたい。

指定管理者としての姿勢として開館以来大事にしてきたことは、①「利用する市民」と「運営する市民」が市民として対等であるということ、利用者は使っていただいているお客さんではないため、スタッフは「いらっしやいませ」とは言わず「こんにちは」と声をかけている。また、行政と指定管理者との関係は「協働のパートナー」として対等な意識をもっている。そうした関係性の中で市民活動支援とは何かを追求しているが、サポートセンターは、③市民活動団体の支援だけではなく、「潜在層、関心層、活動層」のそれぞれに対応した支援を目指している。特に、「潜在層」である市民活動に興味も関心もない人への対応には頭を悩ませてきている。ラウンジ利用の実情は、高校生で土日の夜間は占拠され、今もスタッフから勉強のスペースの改良案が出され検討している。しかし、出入り禁止や排除はしないという方針を基本として、今は関心がなくても 100 人のうち 1 人が 5 年経過後に活動を始めることを期待するという見方をしている。④市民活動支援として、「マッチング・コーディネート」という手法により、いろいろな団体のコラボレーションを通じ、イベントのたびに一緒にやれる可能性を追求してきた。また、⑤支援の輪を広げていくために、ウイングの拡大を目指し、個々ではできない連携、協働、媒介役としての社会的な支援、非営利セクター、企業、行政とのつながりを深めてきた。委員にお願いしたさいたま商工会議所の細野さん、パルシステム埼玉の石川さん、企業からは埼玉トヨペットの轟さんとのつながりもそうした市民活動支援のウイングの拡大につながっている。行政との「協働」で事業をつくった例も防災課ほかさまざまなセクションとの連携として実現させてきた。

第 2 期のスローガンを「翼を広げるサポートセンター」としたのは、たどり着いたウイングの拡大を図り、「活動の翼」「公益の翼」「連携の翼」「協働の翼」の 4 つの翼が「新しい公共」の概念を考え、担い手を育てることにことを目指している。資料の最後のコマにあるブルーの形はさいたま市の形であり、4 つの翼により新しい公共の担い手が育つことを示している。(事務局：東)

(質疑)

- ・市民活動サポートセンターの第1期の成果と第2期の目標についての説明に対し、質問があるか。(平議長)

→ (特になし)

- ・資料をじっくり読みこんでいただき、質問がある場合は東さんか徳永さんまで聞いていただくこととしたいが、よろしいか。(平議長)

→ (全員了解)

(4) 2011 (平成 23) 年度の事業計画について

(説明)

事前配付した資料【03】に基づき、平成23年度の事業計画が、センター長の東から以下のように説明された。

- ・資料には、23年度の基本目標を「市民活動支援をひろげる連携の追及」とし、その目標設定の背景とともに、市民活動サポートセンターの理念や機能に即してやってきたことの継続、そして翼を広げるなかでの事業推進として新しく始める事業について説明されている。支援の翼を広げる顕著な事業として、地域連携事業について補足しておきたい。

さいたま市には18カ所にコミュニティセンターがあり、市役所担当のセクションはコミュニティ推進課で、コミュニティセンターは市役所の外郭団体のさいたま市文化振興事業団が指定管理者として運営している。

企画している連携事業の内容は、全18館でチラシコンクールを実施し、利用団体に自慢のチラシを貼りだして投票してもらって上位3チラシを選んで表彰し、各館の優秀作品を集めて、市民活動サポートセンターの春のフェスティバルでグランドチャンピオン大会を行う企画である。部屋貸しに終始するコミュニティセンターのあり方から、地域支援や地域交流、生涯学習機能などの地域の市民の活動を支援していく機能を持つべきだとコミュニティ関連施設のあり方検討委員会が市長に提言してきた経緯もあり、サポートセンターが培ってきた支援機能を用いて、まず、コミュニティセンター職員と利用団体がコミュニケーションをはかっていくことに焦点をあてた企画にしている。

そのほか、他市の市民活動支援施設相互の職員レベルの情報交換やネットワークのプロジェクト、新しい公共の実現のための市民の役割について考える秋のシンポジウムの企画、自治基本条例の作成経過や中間報告をベースに意見交換会を実施している自治基本条例検討委員会との連携事業も新規事業で、区ごとに開催される市民意見交換会や、出前意見交換会に協力し、市民自治にとって大事なことを考える機会として力を入れている。(事務局：東)

(質疑)

- ・23年度事業計画について質問があるか。(平議長)
- ・「新しい公共」を考える秋の中規模交流会が大規模交流会になるのか。(中野委員)

- 春が大規模交流会であるが、秋も規模としては大きな位置づけになると思う。(事務局：東)
- ・重点的取組事項の中に「積極的な政策提言」が明記されているが、具体化されたものがあるのか。(中野委員)
- 現時点での具体的な提言案はない。この 5 年の間に指定管理者制度のあり方、他の施設との連携の中で課題を浮かび上がらせ、まとめていきたいと考えている。(事務局：東)
- サポートセンターでは、その時々さいたま市の重要な政策課題をテーマとしてきており、注目していきたい。(平座長)
- ・夏の交流イベントでは、「ボランティア」をテーマに実施するが、現在参加団体を募っている。(事務局：東)
- さいたま市が設置した市民活動推進委員会が、ボランティアについて検討することとなり連携ができるかもしれない。(平座長)
- ・計画書の危機管理業務について、3月11日の震災時の避難の様子を聞くと、避難路について不安になり検討の必要を感じている。避難するにあたっての指示系統が働かず、どこにいけばいいのかわからない状況だったと聞いている。避難路の安全の確認は重要で、各階段では人が集結し、上から避難した人が下に行けない状態だった。国際交流センターの利用者には言葉のわからない人がいる場合もあり不安がある。実際に避難した人の声を聴いて検証していくことが必要だと思う。(中野委員)
- 当日はパーキンソン病患者の集会有り車椅子で来館した方々が10階にいたため、避難について大変困った状態になった。(田島委員)
- 車椅子の方々の移動に使えるよう9階では備品として階段昇降機を用意している。(事務局：東)
- 当日の避難の際は、9階にいたため避難の仲間に加わった。通常は広い階段であるが、各フロアから集まると大勢になり、転倒やけがの心配が懸念される。全体的にはスムーズに移動したと思うが、人が集合した場合の対処について意見をまとめておく必要がある。(荒木委員)
- 大震災では初めての経験であったが、自衛消防隊が発動した。避難者が正面EVわきの階段に集中することとなったが、ビル内での会議を3~4回開催しており、課題を今後にかかすことにしている。(市民活動支援室：島崎)
- 6月10日には消防訓練を予定している。(事務局：東)

## (5) 利用者懇談会部会および評価部会担当委員の選任について

### (説明)

運営協議会の役割として、利用者懇談会部会と評価部会の必要人数と開催時期について、下記のように、事務局、前任委員より説明され、立候補と他薦により各部会委員が決定した。

- ・利用者懇談会部会は、年4回程度の利用者懇談会の内容を企画・運営する。メンバーとして3~4人を考えている。評価部会は年度後半の作業となるが、資料【06】にあると

おり、サポートセンターの業務についての評価や利用者アンケートなどを資料として評価を行う。3～4人にメンバーになっていただきたい。配付している評価シートは第1期の評価部会で作成したもののだが、この評価採点は、部会メンバーだけではなく指定管理者と市民活動支援室の委員を除いた運営協議会の委員全員が行う。(事務局：東)

- ・利用者懇談会部会は、各回のテーマを決め、懇談の結果を運営協議会に諮り、運営協議会での議論の流れを整理して館内に掲示するところまでを担当する。(平座長)
- ・利用者懇談会は参加者も少なくどんなものかなかなかピンとこないと思うが、リピーターも多く、お互い勉強になる。(中野委員)
- ・評価部会は、指定管理業務の評価だけでなく「協働管理運営」の評価を形にした点で、他の施設運営にない優れた評価システムを築いている。(事務局：徳永)
- ・資料【06】にあるように、協働管理運営が適切であるかの評価においては、私たち自身、「運営協議会」の機能も評価の対象としている点もユニークである。(平座長)

#### (利用者懇談会部会メンバー)

- ・大工原委員、杉委員、須藤委員、細野委員、中野委員(評価部会掛持ち)

#### (評価部会メンバー)

- ・塩野谷委員、平委員、轟委員、中野委員

→中野委員には利用者懇談会部会と評価部会の両方に入っていていただく。また今後ぜひ入りたいという方は自由に入れる形にしておきたい。また、各部会には指定管理者と市民活動支援室の担当者が必ず入ることになる。(平座長)

### (6) 2011年4月、5月の利用者意見対応

#### (説明)

資料【07】に基づき、事務局の徳永より、利用者意見対応状況の説明、市民活動支援室の島崎より、問題事案の対応経過について説明された。

- ・サポートセンターには多様な来館者があり、率直な意見や要望にも対応している。利用者カードや窓口、電話で対応した利用者意見のうち苦情や要望については週単位で市民活動支援室に通知し、課題を共有している。資料は4月・5月に寄せられたものであるが、施設利用のことや個人学習スペースを拡げてほしいという要望など、さまざまである。その中で、13番で示した「市民活動の目的でない利用者のパソコン利用者登録について」は問題事案として、その経過を市民活動支援室の島崎さんから説明していただく。(事務局：徳永)
- ・この利用者は、履歴書作成のため、予め市民活動サポートセンター事務室にパソコンの利用方法の問い合わせをした上で来館した。パソコンコーナーは、市民活動にのみ利用できるが、具体的な運営は利用前に予め登録し利用カードの交付を受けることが必要となる。この利用者は、登録申込書を記入する段階で、市民活動にのみ利用しますとのチェック欄について、自分は市民活動のための利用ではないが、市民活動利用に限定するパソコンコーナーの運営方法は間違っていると主張をされた。主な主張根拠は、①公共施設が利用制限をするべきではない。②パソコンコーナーの利用者数が1日平均2人

程度と利用率が低く設置に係る費用が無駄である、③ミーティングスペースが勉強利用等目的外利用を認めているのにパソコンコーナーにおいて目的外利用を認めないことは運営方法に矛盾があるといったことである。それへの対応として、現在のパソコンコーナーの運営は時間をかけて、指定管理者スタッフと市民活動支援室職員やセキュリティ基準を所管するIT政策課の職員が何度も協議を重ねてまとめた。市民活動に限定した利用を前提にメール機能や電子掲示板の利用を認めるなどインターネットのセキュリティレベルをこの施設に適したものに設定している。もちろんこの運営方法については、利用者懇談会で意見を聴き、運営協議会でそれらの意見を含めて議論した結果、決定した運営方法であり、それを変更することは可能だが、再度同様の手続きを経ることが必要であることを回答しているので、利用者意見の手続きとして運営協議会での協議をお願いしたいと考えている。(市民活動支援室：島崎)

#### (質疑)

・日常の対応で対応しきれないもの、簡単にはいかないものについて、運営協議会で議論し、その後、指定管理者と市民活動支援室に委ねたい。本件について意見があればお願いしたい。(平座長)

→パソコン利用登録の申請書に書かれた「市民活動」について、その目的や定義にわたしのイメージとのギャップを感じている。基本的に市民活動といった場合の定義、条例上の組織の定義と普通の言葉での市民活動とに違いがあるのではないか。サポートセンターが考える「市民活動」とは何か、この申請書では伝わらない。(杉委員)

→市民活動及び協働の推進条例で定義した「市民活動」をサポートセンターでも「市民活動」の定義としている。(平座長)

→条例上の言葉だけで示す「市民活動」では、意味が伝わりにくい。(杉委員)

→ここで言う「市民活動」とは、整備基本計画の中に示されている「地域や社会の担い手として課題解決を図る非営利の活動」を示している。自分たちで地域や社会をつくる活動という点で、学生の勉強や公民館での生涯学習活動とは違った視点が込められている。この利用者は、履歴書を書くという、自分がやりたいことの成就のために理屈をこねているだけのように思われるので、その理屈の是非かの議論は意味がないと思う。

この利用者対応の協議自体に「運営協議会とはなにか」が凝縮されていると考えたい。つまり、私たち運営協議会委員は、実はいくつかの立場を経験するということを踏まえなければならないということである。施設設置者である行政の立場、管理運営を任せられている市民団体の立場、指定管理を行政から受けるNPOと同じ立場に立つ視点も持たなければならない。運営協議会は協働管理運営の担い手のそれぞれの立場を疑似体験するという点でもある。市は何を考えているのか、それに対して任せられた団体はどこまでできるのか、規則の中には書いてあるものと書いてないものがあり、その曖昧さのなかで、市民活動そのものについて問い直す作業を求められているのが運営協議会委員の立場ではないかと思う。

管理運営する立場から、使う人の立場から、理不尽なことから大事なことまでを考えるのが必要なだけでなく、利用しない人の立場も考えねばならない。つまり、利用しな



くても税金を払っている人の意見をどう捉えるかということも公共施設運営には必要な視点である。

今までの自分の経験と理解だけでは計れないものをこの場で発言していくには、初回の会議では難しいものがある。「協働運営とは何か」「市から 5300 万円受けた施設運営とは何か」を考えるために、サポートセンターが何をしてきたかを知る期間が必要だと思う。まずは、分厚い資料を読み込み、問題に対する対応の疑似体験をしなければ、今日の議論で回答を出すのは厳しいと考える。(塩野谷委員)

→塩野谷さんの意見で運営協議会の役割の再確認ができた。この場で議論を重ねるのは難しいが、パソコンの目的外使用について明確にすることも必要であり、そのために利用者懇談会で話し合いの場を設け、9月の運営協議会で再度議論したいと考えるがいかか。(平座長)

→利用者懇談会で議論したい。議論したことは、サポートセンターではこう考えているというパネルを掲示し、利用者が市民活動サポートセンターの運営に参加する機会を見つけることにつなぐことができる。(事務局：東)

・この利用者は市の労働政策課から聞いてきたと言っているが、市役所は、初めからそういう紹介をしたのか。(須藤委員)

→労働政策課は問い合わせを受けて、利用方法は市民活動サポートセンターに問い合わせをするよう回答したことを確認した。利用者がパソコンコーナー利用をサポートセンターに問い合わせた際は、スタッフには、面倒でも利用の目的を最初の段階で確認していただきたいと話している。(市民活動支援室：島崎)

→サポートセンターにパソコンがあることを労働政策課は知っていたのか(須藤委員)

→県民活動サポートセンターをよく利用していたため、関連機関の施設として利用者はそこから紹介されて知った。(市民活動支援室：島崎)

・この申請書の書き方を変えてはどうか。市民活動サポートセンターの設置目的を示した「市民活動サポートセンターのいう『市民活動』」とすれば、利用者の考えとの違いを明確にできるのではないか。(杉委員)

・杉委員の見解は歓迎したいと思う。整備検討委員から務めてきた委員は、言葉の使い方や定義に対してすれてしまっており、自分で翻訳してしまう。すれた人間にはチェック機能がない。利用者懇談会で新鮮な感覚を聴いてみる必要があると思う。(大工原委員)

## (7) 2011年4月、5月の相談対応記録、4月の業務月例報告と今後の事業について

### (説明)

資料【08・09・10】に基づき、事務局の徳永より内容が説明された。

・資料【08】にまとめた相談対応記録は、毎月の業務報告に添付しているものである。サポートセンターでは日々多様な相談に対応しており、その件数は増加している。事前に配付した22年度事業報告書に記載しているが、昨年度は450件、毎月40件前後の相談に丁寧に対応している。相談内容とともに、その対応内容について、委員の皆さんにも知っていただきたく資料としているのでご覧いただきたい。

次に、資料【09】の4月の事業報告書について、これは月ごとの業務を総括し、市民活動支援室に報告しているものである。サポートセンターでは、6つの機能別にプロジェクトを立ち上げ実施しているが、この報告も機能別にまとめることで、サポートセンターの目指す地域や社会とのかかわりの成果をまとめるようにしている。本年度は事業計画書（資料【03】）で示したように地域連携の機能を取り入れおり、市民活動支援・連携の相手を広げた多くの取り組みも始動している。サポートセンターが事業計画に基づいてどのように運営されているかを知るために、ぜひ内容の確認をお願いしたい。

また、資料【10】は5月15日に登録団体に発送した機関紙および事業案内を添付している。これから実施するプログラムについてお目通しいただきたい。7月31日には、夏の交流イベント「気持ちをかたちに、ここから始めるボランティア」を開催する。先ほど紹介した「新しい公共の担い手を考える」秋の交流イベントは11月4日5日に開催予定が決まっているので、スケジュールを空けておいていただければありがたい。

資料にはないが、5月の市民活動サロンは「ところで市民ってどういう人？」を開催し、運営協議会委員の大工原さんや中野さんのご参加を得て、市民とは何か、市民自治とは何かについて理解を深めることができた。セミナー、サロン、ライブなど、毎月多彩な企画が盛りだくさんであり、ぜひご参加して利用者との交流を深めていただきたい。  
(事務局：徳永)

#### (質疑)

- ・機関紙や事業の案内チラシはWeb配信の努力もしているのか。(中野委員)
- 4月業務報告のメールマガジンの欄に記しているように、現在752件配信している。  
Webのみでいいという団体は60~70団体にとどまっている。(事務局：徳永)

#### (8) 今後のスケジュールについて

##### (説明)

事務局より、今後の協議会のスケジュールについて説明された。

- ・運営協議会の日程は、これまでは次回会議の日程決めという形で行ってきたが、本年度は年間のスケジュールとして木曜日の18時半からとしたいと考えている。第2回を9月22日、第3回を12月15日、第4回を3月15日、それぞれ予定をいれていただければと思う。利用者懇談会については、利用者懇談会部会のメンバーで、準備のための部会の日程とともに開催日を決めていただきたい。(事務局：東)

##### (質疑)

- ・なし
- では、前もってスケジュールに入れていただくようお願いする。また、利用者懇談会部会の方は、日程調整をお願いしたい。(平座長)
- (全員合意)

以上